

**ようむがかり 用務掛** 職制としては、昭和38年電気関係の職制改正時に制定されたものであるが、類似の職としては、機関区等の整備掛、駅の駅務掛などに、この職の職務が含まれている。従来現業機関の本区等におかれていた雑務手、用品手の職務が移行した職で、事務掛の指揮を受け、書類の送達、物品の積卸し、運搬、室内外の清掃などに従事する新規採用職である。(森口政雄)

**よくそくブレーキ 抑速ブレーキ** 一定の連続下りこう配を一定速度で走行するために、多段制御式の発電ブレーキのノッチを適当に選び、所要の負荷抵抗値を得て、こう配に対する均衡運転速度を得られるようにした一種の電気ブレーキである。

したがって抑速ブレーキでは、一定抵抗値でよいから、ハンドル扱いとしては、主幹制御器をそのまま利用することが多く、この場合のブレーキ作用は、電動車の電気ブレーキのみによって行なわれる。こう配が変わっても使用できるよう、主幹制御器のノッチは、通常数段設けられており、また曲線やこう配の変化により多少の運転制御の必要を考慮してブレーキ弁による直通空気ブレーキの付加も可能な機構になっている。

この場合、空気ブレーキと電気ブレーキが重畳することになるので、ある限度以上に空気ブレーキが付加されると抑速ブレーキは切れるようになっている。

この抑速ブレーキの長所は

(1) 空気ブレーキが作用しないので、制輪子やタイヤの摩耗およびタイヤ踏面の過熱、焼きはじめタイヤのし緩等のおそれがない。

(2) 円滑な減速度で、しかも一定の速度で急こう配を走行できるので、乗りごこちがよい。

(3) 下りこう配運転におけるブレーキ弁操作のわずらわしさがなくなり操縦性がよい。等があげられるが、

一方短所としては

(1) 主電動機・主抵抗器等の熱負荷が多くなるので、容量を大きくする必要がある。

(2) 制御装置が複雑となる。等である。(浅田 力)

**よこどりきち 横取基地** 新幹線における保守作業は、そのほとんどが機械力により行なっているが、停車場間が長い場合保守用車が**保守基地**(東京および大阪運転所構内ならびに三島・静岡・豊橋・米原の各駅構内の本線路から分岐し、保守用車等の留置および検修を行なうために設けられた箇所をいう。)から出発すると、保守基地・作業現場間の往復に要する時間が多くかかるので、この時間の浪費を防ぎ、円滑な作業を行なう目的で、停車場構内および停車場間の必要な箇所設けられた保守用車の収容箇所をいう。

この基地は、本線路との分岐器の形態のものは設けず、すべて本線路と平行にした短軌道による設備とし、保守用車の本線路への載線または基地への収容は、保守用車をジャッキでこう上し、横に移動して行なうようになっている。停車場間に設けられた横取基地から保守用車を取り出すときは、その区間の上下線とも、作業時間開始後でなければ、その作業ができないような設備とし、保守用車収容の最終的な確認は、\*確認車で行なうことになっている。→保守作業列車間合

(早川武士)

**よさんさんしょうしょ 予算参照書** 国鉄は、日本国鉄法によって、毎事業年度の予算を作成し、それに当該事業年度の事業計画・資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することが義務づけられている。(日本国鉄法第39条の2)これは国会における予算審議の参考に供するためであるが、こうした国鉄の予算に添付して国会に提出する書類のうち、次のものを予算参照書と総称している。

- ア 甲号収入支出予定計算書
- イ 丁号債務負担行為
- ウ 職員給与総額算出表
- エ 事業計画
- オ 収入支出予算の内訳
- カ 資金計画
- キ 損益計算書
- ク 貸借対照表
- ケ 財産目録

一般会計についても、財政法によって、国鉄の場合と同様、各種の予算参考書類の提出を求められているが、その中で特定の書類を予算参照書と称している。(細谷治通)

**よさんのくりこし 予算の繰越し** 財政法第12条は、「各会計年度における経費は、その年度の歳入をもって、これを支弁しなければならない。」と規定している。これは一般に、会計年度独立の原則といわれ、毎会計年度の歳出予算は、当該年度開始前においても、終了後においても、使用することはできず、その年度内に使用しなければならないという国の財政処理上の基本原則を定めたものである。しかしながら実際の予算執行に当たっては、この原則を貫くことは困難であるばかりか、かえって不合理を生ずる場合が多い。こうした観点から、財政法でも、あらかじめ国会の議決を経た場合(繰越明許費という)および避け難い事故のため、特に大蔵大臣の承認を経た場合(事故繰越しという)に限って例外的に当該年度の予算を翌年度にまたがって使用することを許している。これが財政法上予算の繰越しといわれるもので、あくまで予算制度上例外措置に属するものである。

国鉄については、公共企業体として、一般会計とは異なり、その事業を継続的かつ弾力的に運用できるように、予算上各種の自主性が付与されている。予算の繰越しについても、国の場合に比較して、いっそう弾力的なものとなっている。すなわち、日本国鉄法第39条の15は、国鉄が当該年度の支出予算をその年度内に全額使用できずに残額を生じた場合には、原則として翌年度に繰り越して使用することを認め、予算で指定された特定の経費についてだけ運輸大臣の事前の承認が必要であるとしている。なお予算を繰り越した場合には、運輸大臣と会計検査院への事後通知を要する。また特定の経費として現行の予算総則では、役員給与と給与総額が指定されている。

(細谷治通)

**よしいともざね 吉井友実** 文政11年鹿児島藩士の家に生まれ、通称を幸輔といった。早くから俊材として郷党の間に重きをなし、嘉永年間初めて外交問題が起こり国論大いにわくと、幸輔もまた皇室の衰微を憤慨して、西郷吉之助(隆盛)、大久保